

改 正 案					現 行				
別表第三 関係学科の科目区分別基準単位数					別表第三 関係学科の科目区分別基準単位数				
科目区分 \ 教育施設の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設	科目区分 \ 教育施設の種類	大学又はこれと同等以上の教育施設	短期大学又はこれと同等以上の教育施設	高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設	高等学校又はこれと同等以上の教育施設
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	1.7	1.2	1.2	6	1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	1.9	1.4	1.4	6
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	8	7	7	3	2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	10	8	8	3
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	10	8	8	5	3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	12	9	9	5
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	6	5	8	10	4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	6	5	8	10
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	2	2	2	2	5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	2	2	2	2
科目合計	49	38	41	26	計	49	38	41	26
(備考) 1. 「高等学校又はこれと同等以上の教育施設」以外の種類にあっては、科目合計から、科目区分1から5までの単位数の合計を差し引いた単位数を、科目区分1から4までに配分し補うこと。					(備考) 1. 「高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設」の種類にあっては、科目区分4及び5で基準単位数を超える単位数がある場合には、基準単位数を超えた単位数の2分の1の単位数を科目区分1、2及び3にそれぞれ1単位を限度として振り替えることができる。				